

送り手たちの犯罪報道 (1)

— 揺らぐ「実名報道」 —

A Study of Criminal Reports on Media Sender Research (1)
: Fluctuation of “The Real Name Reports”

北出真紀恵*, 四方由美**, 大谷奈緒子***

Makie KITADE, Yumi SHIKATA, Naoko OTANI

キーワード：犯罪報道, 人権, メディアの送り手, 実名報道, SNS

Key Words: Crime Reports, Human Rights, Media Sender, Real Name News Report, SNS

要約

本稿は「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」の送り手研究の一部である。我が国の犯罪報道研究は、報道される側の「人権」という観点からの議論が中心となって行われてきた。90年代後半以降、報道の送り手たちは自主的な規制を行ってきており、取材や報道の在り方も変化してきた。

筆者らは複数の送り手たちへのインタビュー調査を実施し、報道の最前線で送り手たちが何に戸惑い、何に危機感をもっているのかを聞いた。犯罪報道の現場において最も議論されているのは被害者の「実名報道」についてであり、それにはSNSが大きく関与している。SNSの急激な拡大は、犯罪報道の位相を大きく変化させている。

本研究をさらに発展させていくために、インターネット社会における犯罪報道についてより詳細に検討しなければならない。

Abstract

This paper is an examination of empirical study of criminal reports about gender issues on media sender research. In criminal report studies, there have been many studies on people's human rights covered by reporters. From the late 90's, media senders have continued restrictions on covering and reporting independently, and criminal reports have changed. We have conducted research on some media senders, and interviewed them on what confess them and the sense of crisis about criminal reporting. In recent years Real

Name Reporting has provoked a great deal of controversy on the front line of news reporting. It is involved to relation with SNS. There is no doubt that the rapid expansion of SNS has changed the phase of criminal reporting. We should study criminal reports in the Internet society to further investigate into media sender research for our empirical study of criminal reports.

はじめに

本稿は「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」¹の送り手研究の一部である。

筆者ら「犯罪報道とジェンダー研究会」²は、これまでの犯罪報道研究の中で不十分とされてきた実証研究の一翼を担うべく、犯罪報道をめぐる、報道された内容の分析(内容分析)³、報道内容を読者・視聴者がどのように受容しているか(受け手研究)⁴と、記者たちを取り巻く状況はどのようなものか(送り手研究)といった3つの視点からなる総合的なアプローチを試みている。送り手研究のアプローチとして、北出真紀恵・四方由美・大谷奈緒子他(2021)では、基礎的な作業として犯罪報道をめぐる議論の整理を行い、法制度など社会的な変化を背景にして取材・報道のありようがどのように変化してきたのかを概観した。そこで得られた知見の一つは、インターネット社会(以下、ネット社会)において報道における被害者の「実名報道」原則が揺らいでいることである。

筆者らは2019年から2020年にかけて、報道の送り手たちへのインタビュー調査を実施した⁵。本稿では、送り手たちが報道の現場で何に戸惑っているのか、その「声」を紹介しつつ、ネット社会における報道の送り手たちの動向について、送り手たちが直面している問題がいかなるもので、「ネット社会とのかかわり」のなかで、報道のありようがどのような変容を迫られているのか、考えてみることにしたい。

1 被害者への取材と「実名報道」

近年の犯罪報道において、被害者の取材・報道は大変重要なトピックである。たとえば、朝日新聞社(2012)では、被害者を取材・報道する意味として、①事件の真相に近づく、②被害者の置かれた状況、③真の姿を社会に伝える、④被害者への思い込みや偏見を変える、⑤事件を多角的に知ることで地域の安全確保や再発防止に役立てる、⑥操作や裁判などの手続きが適正に機能しているかチェックする、の6点をあげている。そして、被害者の名前については、性犯罪被害者や「振り込め詐欺」や「結婚詐欺」など個人を標的にした詐欺事件の場合の私人の被害者は匿名といった「例外」を除き、「実名を原則とする」とした(朝日新聞社、2012)。

また、日本新聞協会(2016)は、インターネットの急速な普及と技術進歩の反面で生じたプライバシー意識の極端な高まりを背景にした「匿名社会」に対する警鐘と、ジャーナリズムの基本

が「事実を伝える」ことにあると謳っている。そして、「今私たちが直面している問題」としてこの「実名問題」をあげている（日本新聞協会、2018）。

「実名報道」がなぜ必要かという点「報道機関が、特に社会的影響の大きい事案で被害者を原則として実名で報じるのは、実名が事実の核心であり、正確な報道に不可欠であるから」（日本新聞協会、2020）である。そして、それは「報道の真実性や訴求力を高めて公共の利益に資するため」であり、「被害者がかけがえのない存在であることを示す意味」もあるとする。そして、「被害者の実名が公表されなくなり、『匿名社会』化がさらに進めば、人々は世の中で何が起きているのかを正確に知ることが困難になる」と述べている（日本新聞協会、2018）。

このような送り手たちの危機感の背景には、2005年の個人情報保護法全面施行後、人権やプライバシーについての意識の高まりとも相まって、「匿名化」は社会のあらゆる分野で顕著になっており、被害者の「実名報道」に対する議論が再燃していることがある⁶。

被害者報道が問題視されてきた経緯については、北出他（2021）で詳述したが、メディアの送り手たちは、メディアスクラムへの積極的な対応策をはじめとし、犯罪被害者への人権への配慮を講じるようになってきている。送り手側の努力もあり、たとえば、新聞と週刊誌の犯罪報道の内容をジェンダーの視点で分析した四方他（2018,2019）では、個人情報を想起する語や、扇情的な語の共起ネットワークは見られず、近年の犯罪報道においては、個人のプライバシーの暴露や興味本位な犯罪報道は少なくなってきたことが確認された。このように犯罪報道の状況が改善されているのは確かなのだが、それでもなお、被害者に対する取材・報道に対する社会的批判はいまだに根強い。

近年になって、多数の被害者を出した事件が相次いだ。2016年の「相模原障害者施設殺傷事件」、2017年の「座間9人殺害事件」に続き、2019年の「京都アニメーション放火殺人事件」⁷においては、被害者の実名報道の是非めぐり、大きな議論を呼んだことは記憶に新しい。

日本新聞協会（2020）は、2016年「相模原障害者施設殺傷事件」⁸、2017年の「座間市9人殺害事件」⁹をきっかけとして、報道機関は「実名原則」の意義と国民の理解を得る努力の大切さを再確認したものの、他方で、大きな災害時でも自治体は行方不明者の氏名公表を控えるなど「匿名化の流れが加速」している点を指摘している。こうした「匿名化」の背景として、ソーシャルメディア・SNSの普及があることは言うまでもない。

日本新聞協会（2018）も、ネット社会がこれまでのメディアの発信スタイルや取材方法、在り方まで変えようとしていることを前提とし、ネット社会にどう向き合うのかを新たな「取材と報道」の課題として提案している。すなわち、ネットの特性を生かした速報や、動画の活用など新たな表現を工夫する必要があるとしたうえで、ネット社会においては、瞬時にシェアされ、拡散するネットに上げられた記事は報道されたニュースの範囲内にとどまらず、報道がきっかけで当事者の個人情報が暴かれ、インターネット上にさらされる危険性もあると示唆する。

筆者ら「犯罪報道とジェンダー研究会」がこれまでにインタビュー調査を行った報道の送り手たちは皆、「ネット社会における犯罪報道」や「犯罪報道と SNS とのかかわり」について、看過できないテーマとして言及した。犯罪報道研究において、ネット社会における情報発信の危険性が言及されるようになったのは、2010年代後半からの特徴である。「被害者の実名報道」は、ガイドラインに従えばよいというような単純なものではない。それは、事件ごとに送り手たちのセンシティブなその時々判断が問われるものとなっている。

以下では、筆者らによる実証的な送り手調査から、上述の事件報道の現場における送り手たちの「声」を紹介していくことにしたい。

2 送り手たちの「声」 ー送り手たちの戸惑い

本節では、「速報性」のメディア特性を持つがゆえに SNS の動きに敏感に反応せざるをえないテレビ報道の現場に携わる送り手たち¹⁰の戸惑いを中心に、「実名報道」原則の揺らぎに焦点をあて、いくつかの「声」を紹介していくこととしたい。なお、「声」の記述のなかで、一人称は「私」に統一し、また補足が必要な箇所には [] で加筆をした。

2-1 「実名報道」の危機

今、実名報道が危機だと思うんですね。ネットを中心に、別に被害者嫌がることなんか[報道しなくて]いいじゃないかと、実名[報道]要らないんじゃないかっていう動きがすごく強まっていて、私自身すごく危機感を抱いたんですね。(Aさん)

被害者の実名報道に対しては、反対意見が非常に多い。

「実名報道」の原則が今、「危機」に瀕しているという認識は、メディアの送り手たちに広く共有されている。これほど危機感が共有されるようになったのは、近年の SNS の発達が背景にある。

2019年7月に起きた「京都アニメーション放火殺人事件」報道の際には、多くの遺族の反対があるなかで京都府警が被害者の実名を公表し、報道機関が実名報道を行った。そしてそのことが SNS を中心に議論を呼ぶこととなった。

(1) 世間 (SNS) からの批判

ああ、世の中本当に変わったんだなって思ったのは、「京アニ[京都アニメーション放火殺人]の事件」で。警察がようやく実名を発表したんですね。マスコミ批判の京アニってい

うキーワードで、どういう投稿なのかなって見にいくと、みんながみんな、ほぼほぼ警察とマスコミ批判なんですよ。あ、もうここまで実名に対する抵抗感っていうのがすごいんだなっていうのは、もうちょっとびっくりって感じでした。(Bさん)

「京都アニメーション[放火殺人]事件」で、被害者の実名報道というのが非常にクローズアップされて。あれは匿名にする理由なんかありませんよね。だって性犯罪とか関係ないし、それでもネットの間で、なんで、実名でやんだみたいなの、すごい批判が高まって。私たちもすごく考えました。あのケースは身元特定までに時間がかかったのもあって、そこで世論がというか、ネットの間でそういう意見が高まったというのがあって。じゃあ被害者が嫌だって言ったときにどうするんだと。実名報道の理由とかいっぱいあるじゃないですか。公益性もあれば、正確に記すとか、一方で、被害者のプライバシーだったり、実名による被害がどれだけあるんだっていう。(Aさん)

以上は、「京都アニメーション放火殺人事件」報道時における SNS の批判に対する送り手たちの所感である。「みんながみんな、ほぼほぼ警察とマスコミ批判」の投稿を見て、「ここまで実名に対する抵抗感っていうのがすごいんだな」という驚きと、「匿名にする理由はない」としながらも「じゃあ、被害者が嫌だって言ったときにどうするんだ」と、実名にすべきか、匿名にすべきかの間で揺れる戸惑いがみてとれる。

送り手たちの判断基準も揺れ動いている。ルールにのっとり、原則通りには事を運べないのだ。

(2) 「実名報道」をめぐる議論は今もずっと

「実名」か「匿名」かは、簡単に判断できるものではない。議論は今も、現場で積み重ねられている。

じゃあ、何で、実名で報じるのかっていうことを、ニュースでも説明をしたりしましたが、全然説得力ある形で届いている気もしないし、それはすごく難しいなと。「相模原[障害者施設]の事件」も、今もずっとスタッフ同士で議論していますけど、記者たちのなかでも意見が分かれていて、実名でやるべきだって、やっぱりマスコミの1つの使命は歴史を記録していくことであるから、それはやらなきゃいけないって言う記者もいれば、その遺族に直接取材している子たちなんかは、遺族の納得が得られない形で出すっていうのは自分としてはどうしてもやりたくないって子もいれば、でもそれを、本当にずっと、チームのなかでもどうすべきかっていうのは、議論し続けて、その難しさは今、一番感じますね。実名・匿名の問題が。(Bさん)

事件報道は、事件発生を報道して終わりではない。その後も続く裁判の経過もつぶさに追う長い道のりでもある。

「相模原[障害者施設殺傷事件]」みたいにもうずっと継続して裁判もあるものについては、その都度取材チームが組まれるので、そのなかで取材しながらどう出していくか、名前をどうするのかっていうのは常に議論するっていう感じですね。(Bさん)

被害者の実名報道の、大きく考えさせられたのがありまして。一つが「相模原[障害者施設殺傷]事件」ですね。あれは警察が発表しなかったっていう。重度の障害者についての親族への偏見だったり、かなり根強くあるんだっていうふうに思いました。内緒にしている家族が多いわけですね。それを乗り越えてまで実名報道できるのかっていうのを考えると、これは匿名でもいいんじゃないかなというふうにも思いました。(Aさん)

やっぱり「相模原[障害者施設殺傷]事件」では、その名前とかを報じられるか、報じられるべきではないかっていうのって、究極的に言うと、じゃあ遺族が判断することなのか、その人個人ではないわけで、家族ではあるけれど。でもその亡くなった人の意思は当然、今、確認はできないし、そこもすごく難しい。遺族の意向がすべてなのかっていうのも何かちょっと違う気もするし、でもそれ以外で、何で判断するのかっていうのもあるし、なかなか答えが出なくて。(Aさん)

前節で述べたように、マスメディアの報道機関では、一部を除いて被害者の実名報道が原則とされている。しかしながら数多くの現場を踏んだAさんでさえ、「相模原障害者施設殺傷事件」において被害者の実名報道には多くの議論を重ねた結果「匿名でもいいんじゃないか」という結論をしばり出している。それでもなお「亡くなった人の意思は確認できない」し、「遺族が判断」することにも違和感をもっており、「なかなか答えが出ない」としているのだ。

(3) 実名・匿名を判断しているのは誰か

繰り返すが、報道機関としては、被害者報道は「実名」が原則である。それでも被害者の尊厳に配慮するなど「匿名」で報じる場合もある。そして、その判断は報道機関に委ねられるべきであるというのがメディアの送り手たちの考えである。

しかし、事件発生時における警察がどのように判断するかどうかによっては、「相模原障害者施設殺傷事件」のケースのように実名は公表されない場合がある。

基本的にはメディアが自主的に判断するものであるって言っていますが、現実的には警察の判断にかなり責任を押し付けているって、それに倣っているっていうのは大きいと思いました。なんで警察がそういう判断をするかっていうのは、犯罪被害者等基本法。2005年に成立して、それをもとに犯罪被害者等基本計画。これに乗っかっているわけですね。そこには警察か判断するっていうようなことがざっと書かれているわけですけど。(Aさん)

「京都アニメーション放火殺人事件」における被害者の実名報道の経緯は次の通りである。京都府警と伏見警察署は7月19日の記者会見で、身元が特定された被害者は速やかに公表すると発表した。京都府警は被害者全員のDNA鑑定に時間を要することや、被害者遺族に配慮し、慎重に手続を進め、8月2日に遺族と実名報道の了承を得た10名の氏名を公表した。公表直後に1名の遺族より匿名の変更の申し出があり、その申し出を汲む形で、報道各社は実名報道を行った。8月27日には、氏名未公表だった25人の犠牲者についても実名を公表し、テレビ局は当日、全国紙はその翌日、実名報道を行っている。

Aさんが述べるように、実名を公表するかどうかは警察に委ねられている。

基本は実名を求める姿勢は変わらないですね。その判断をわれわれにさせてくれるっていうのは、表向きは言い続けています。例えば「京都アニメーションの事件」も、京都府警は、私は偉かったと思うんですけど、最終的には全員実名で発表したんですね。いろんな反対を、被害者側の弁護士とかの、会社側の出さないでくれるのを全部乗り越えて。だけでも相当、時間がかかって、それがゆえにいろんな反対の意見も出ちゃったっていうのもあって、基本的には速やかに発表してれば問題は起きなかったと私は思います。(Aさん)

一方で、裁判になったとたん、被害者は匿名になる場合が増えているという。

裁判所の被害者特定事項の非公開っていうのが、ものすごく増えているんですよ。つまり、普通に実名報道してきたけど、裁判になったら突然、非公開になるっていう。裁判所は基本的には理由は明かさないんですね。弁護士から聞くしかなくて。それは非常に困惑しているというか、裁判所が「こういう理由で非公開にする」って言ってくれないと、とても私たちも判断に困って、裁判所の判断は基本的には尊重していますが、中にはよく分からないで非公開になる場合もあって。(Aさん)

被害者の実名報道に対してSNSで多くの批判が寄せられた「京都アニメーション放火殺人事

件」の初公判は2023年9月5日に京都地裁で開かれた。事件発生時に被害者の実名報道が物議をかもしたこの事件の公判では、被害者氏名は匿名とされた。

2-2 犯罪報道とSNS

いわゆる発生ものっていいですけど、事件、事故とかの発生ものというのは、昔は私たちいろんな情報源を持って、こういうの、今起こっているよって教えてもらうってというのが、第一歩だったんですけど、多分SNSで7、8割はもう捉えられちゃうんじゃないですかね。(Aさん)

報道の送り手たちの「実名報道が危機にある」という実感は、その背景としてSNSの広がりがある。そして、ここ近年のSNSの急激な広がりには、「実名報道」原則を揺るがすだけでなく、取材の方法や報道のありようを変化させている。

本節では、SNSの広がりや報道の現場をどのように変容させているのかに焦点をあて、送り手たちの「声」を拾っていくことにしたい。

(1) ネット社会で変わったこと

ネット社会で、報道の現場は何がどう変わり、何が変わらないのかを送り手たちに聞いてみた。

ネット環境が、激変っていうぐらい変わったと思いますね。でも、取材はしやすくなったところもあって、そのまま流せないでそこを発端として取材をしていくという。昔だったら本当に足で稼ぐ、そこのテクニックみたいなものも必要になりましたけど、それ以前に即座にネットでつながって、そういう情報が出てきちゃうっていうのは、逆に簡単になっちゃっている部分もありますよね。びっくりしちゃうぐらいですけど。(Aさん)

取材方法も「足で稼ぐ」スタイルから、今や「ネットで検索」に様変わりしている。そうしたネットでの取材を「ネット地取り」(Aさん)と呼ぶそうである。

そういうネット上の地取りだったり、あるいはSNSの情報発信だったり、そういうところの環境、そこはもう劇的に変わっていて。だからまずFacebookだって、なるべく早くいかないと、閉じられちゃったりとか、関係者に当たれないとか。そこら辺は、取材はちゃんとやって、出すときに慎重に考えるというのはあるし、SNSだっていろんなその情報もありますので、そこの見極めをどうするかっていうのも気を遣いますよね。(Aさん)

「劇的に変わった」環境で、取材方法も大きく変化した。「地取り」という文言はそもそも警察用語であって、事件発生後に現場周辺で行う聞き込み捜査のことを指す。犯罪報道においても「地取り」といえば、かつては「足で稼ぐ」地道な聞き込み取材であったものが、今は「ネット地取り」が主流である。

放送原稿の作成においても、今や、SNSを意識せざるをえない。

だから、そのやり方も昔はテレビでやったものをネット用にリライトするっていう形だったのが、今、真逆で。ネットにまず出して、で、ネットで反響を確かめて、あるいは意見くださいっていうかんじで、最後必ず付けて。それで盛り上がると、またそれをさらに取材して。そのネットの盛り上がりを見ていて、テレビのほうが、ああ、あれテレビのほうでもやってくださいよって声が掛かるみたい。もう完全に逆になっています。(Bさん)

われわれが原稿は書いて、ネットのほうに出してもらってっていう形なんですけど。わざわざテレビを見て、うちの視聴者センターに電話をかけてくる人はいませんけど、やっぱりネットだとみんな気軽につぶやく。そうすると、直に分かるんですよ、反応が。ああ、こういう反応があるのか、こういう意見が出てくるのかっていうのがすごくあるので。面白いですよ。怖いんですけど面白い。もう、その流れ止まらないですよ。(Bさん)

このように、ネットニュースとテレビニュースの関係も、逆転現象が起きている。かつては、テレビニュースで放送したものをネット用に書き直した原稿をアップしていたが、今は、まずはネットに出して、反応を見るというスタイルが一般化しているのだ。

(2) ネット社会でも変わらないこと

報道の現場は、ネット社会になって劇的に変化したという。一方、ネット社会になっても、変わらないことがある。

基本は同じだと思いますね。基本の取材っていうのは、マンツーマンでじゃないと映像をなぞっているだけになっちゃうので、その背景に何があったのかとか、その本人と直接、話をしないと分からない部分っていうのはすごく多いので、そこはスタートにしか過ぎないですよ、情報っていうのは。みんな誤解しているんじゃないかと思って。ネットで楽になりましたって、そこじゃなくて、そこがスタートなので、そこから先にどれだけ行けるかっていうのは同じですよ。全く同じだと思います。(Aさん)

Aさんは、取材の基本は「マンツーマン」で、直接、話を聞くことだと述べている。「情報」はインターネット検索で即座に手に入る。だが、それは「スタート」なのであって、「そこから先にどれだけ行けるか」というのは、ネット社会以前の取材・報道と「全く同じ」なのだという。Aさんが述べているのは、取材・報道における「真実」に向かおうとするジャーナリズムの精神といえる。

2-3 揺らく「実名報道」

日本新聞協会（2020）の声明をはじめとして、実名報道の意義については、新聞社・テレビ局を問わず各メディア機関は、事件発生の記事ごとに読者・視聴者への理解を求めている。Aさんも実際に「実名報道」の意義を解説したひとりである。

報道への理解が日本人って少ないんじゃないかなと思いますし、こないだの「京都アニメーション[放火殺人事件]」のときには私自身、スタジオで解説して、実名で報じることの大きさを解説したんですけども。特に新聞は実名報道の意義を整理して報じているとありましたよね。分かってくれていないというか、メディアへの理解が低い。どんどん若者も新聞読まなくなっている、ニュース、ネットでしか見なくなっているみたいなのがあって、より、実名[報道]なんか要らないんじゃないかみたいな発想がもともと根底である上に広まっているっていう危機感ですよ。（Aさん）

Aさんは、後進の指導にあたる立場にあり、社内研修用の冊子を作成し、被害者や遺族の気持ちを大切にしつつ、ケースごとに悩みながらも、現場の送り手たちに問題を解決していくよう促している。研修用の冊子を作成した理由について、Aさんは次のように述べている。

ここで立ち止まってちゃんと意義を確認して、みんなで腑に落としながらやろうって思ったのが大きかったですね。基本のガイドラインだったり、実名報道だったりっていう講習をちゃんとするようにしています。実名報道についても、年に1回か2回ぐらい議論の場を設けていたんですけど、こういう冊子を作って、勉強会をやって、全員に作文を書かしたりとかして、全員考えさせるようにしたっていうのが最近の例です。（Aさん）

「勉強会」や「作文を書い」たり、「実名報道」について「全員で考える」ことを通し、現場での経験を積む。Bさんが勤務する局でも研修会は常に行われており、現場では事例ごとに「徹底的な議論」が恒常的に行われているという。「判断」はその先にしかない。

被害者遺族を思って、これはまずいっていうの、やっぱりそのメンバーの肌感覚みたいなかんじなのかな。(Bさん)

現場で判断する力は一朝一夕では会得できない。被害者遺族を思う「肌感覚」は、その事件ごとに、その取材の渦中で悩み、揺れ動き、そして導かれるという経験によってもたらされる。送り手たちには、たゆまぬ努力が要請されている。

しかしながら、そうした送り手たちによる「実名報道」の揺らぎへの懸念とは裏腹に、「匿名社会」の進展と人々のインターネットへの脅威は、それをはるかに上回っているのが現状である。

実名がひとたび報じられると、別の情報と結びついた形でネット上に残り、誰にでも簡単に検索されてしまうのではないか。誰もがそのような恐れを抱く時代が到来している。新聞やテレビが報道しなかったとしても、SNSを通じて、それは拡散されていってしまうのがネット社会というものであろう。

そうしたネット社会における犯罪報道について、送り手たちはどのように考えているのだろうか。

フェイドアウト報道とかいわれているんですよ。私たちの間では。最初はちゃんと報じるけど、徐々に実名を報じる役目はもういいんじゃないかって言っている人もいますよね。遺族の気持ちというのは十分、検討しようということになっています。(Aさん)

何度も何度も繰り返し、洪水のように報道される事件。被害者の実名もしかりである。Aさんは、第一報は「実名」で報じるとしながらも、現在のテレビの編成や、ネットとのかかわりを鑑みたくて、全体の中での報道の「量」に配慮すべきではないかと考えている。

初期の段階の洪水のような報道があるじゃないですか。今、昔と違うのは、朝の5時前から夕方終わって19時まで、ずっと報道番組、情報番組が続いているっていう状況っていうのが、これは多分10年前にはなくて、そうすると、大きな事件、事故とかだと、洪水のような報道が繰り返されるじゃないですか。その中で特に問題になるのが、被害者のビデオだったりとか、流され過ぎじゃないかなというのはありますよね。私たちの場合は初期の段階を超えたら、ひと番組1回ぐらい出すだけにしようとか、あるいは時間がたったらもうやめようとか、フェイドアウトですけど。分量っていうのも気にしなきゃいけないっていうのが出てきていますね。(Aさん)

全体からみた報道の量を検討し、「フェイドアウト」させていくなど、遺族の気持ちを慮ったうえで「実名報道」も、そのありようが模索されている。

すぐ匿名に変えたと思ったら、逮捕のときはみんな実名にしたりとか、一貫してないとおかしいと思うんですね。写真が一人歩きして、拡散しちゃうっていうのは、ストップしたり抑制したりとか。でも実名にしたり、匿名にしたりとかっていうのはおかしいんじゃないかなと思いますよね。

何かしら判断したからにはちゃんと理由があって一貫性がないと駄目だと思うんですね。それ責任持つっていうことだと思いますよ。（Aさん）

それでもなお、なぜ「実名」で報道するのか、あるいは「匿名」にするのかの判断には、送り手たちの「責任」が問われているといえよう。

2-4 小括 送り手たちの葛藤

本稿では、送り手を対象としたインタビュー調査を通して、報道の現場が危機感を持っている被害者の「実名報道」に焦点を当て、送り手たちの「声」を紹介してきた。最後にあらためて、「実名報道」をめぐる送り手の状況をまとめておきたい。

これまで犯罪報道においては被疑者、被害者は例外を除いて実名報道が原則で、それはニュースへの信頼という点において疑問の余地のないものであった。むしろ実名で報道することがメディアの責任であり重要な仕事と認識されてきた。それだけに、「実名はいらない」という動きに対する戸惑いは大きい。

実際のところ、実名で報道するか否かは警察や裁判所などの発表形式に倣って行われている例が多い。本稿でも言及したように、「京都アニメーション放火殺人事件」では、事件報道は警察発表に裁判報道は裁判の形態に倣う形で、ほとんどのメディアは結果として実名報道から匿名報道に変化した。しかしながら、デジタルタトゥーが指摘されるネット社会において、事件報道の際に公表された被害者の実名をはじめとした個人情報には元に戻すことができない。

犯罪被害者等基本法の成立以降、被害者の個人情報について配慮がなされるようになり、警察発表の段階で被害者の氏名が伏せられるケースもある。また、社会的にも個人情報やプライバシーを守ることへの関心が高まり、犯罪の被害者にもかかわらず“晒される”ことへの批判が顕在化している。さらに、インターネット環境が加速しSNS等により当事者が詮索され真偽の定かでない情報が広がる事態も生じている。このような社会的な変化は、ニュースを正確に伝えるという送り手の職業倫理からみて当然とされる原則を脅かすことにつながる。原則どおりでいいのか、そうでない場合、誰がどのように判断すべきか現場で議論が重ねられている。送り手たちの

葛藤は続く。

結びにかえて 一犯罪報道における実名・匿名報道

犯罪報道における実名報道の是非については、報道される当事者の人権という観点から 70 年代から議論が行われている。まずは被疑者への人権侵害が指摘された¹¹。容疑者の段階から犯人と目して報じられる、いわゆる犯人視報道が問題とされたことが背景にある。当時は被疑者の個人情報やプライバシーが誹謗中傷に近い言葉とともに報じられていたからだ。実際に、「松本サリン事件¹²」など逮捕された容疑者が犯人でなかった場合に当事者に多大な苦痛と損害を与えることになり、取り返しのつかない例も起こっている。

90 年代に入ると、被害者への視点がみられるようになる¹³。被害者にもかかわらず、氏名をはじめとした個人情報やプライバシーが報道によって公表されてしまうことは 2 度目の被害といってもよい。「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」はとりわけ、性犯罪の被害女性に対する報道被害とその社会的影響を“問題”ととらえて研究を行ってきた。性犯罪被害者は原則として匿名で報じられるが、被害者死亡の場合はその限りではない。現場でも女性記者を中心に提起されてきたこの問題は、本調査でも、「亡くなった本人の意思は確認できない」が、「遺族が判断するのも違和感がある」と語られている。

一方で、実名を公表して性被害を訴えるケースが見られるようになってきた。伊藤詩織氏の例¹⁴や、最近では、いわゆる“故ジャーニー喜多川氏による性加害問題¹⁵”のように男性被害者による被害の公表もある。これらのケースでの実名報道は、本人の意思を尊重する点で当事者主体の在り方にみえるが、大手メディアによって被害を正当に伝えてもらえないという当事者の思いの発露でもある。他方、SNS 等で誹謗中傷が当事者に向けられる現況については、これまで以上に大きな課題を顕在化させた。これは送り手だけにとどまらず、受け手も含めたネット社会を生きる私たちの倫理観を問う問題であり、対応を迫られる事態といえよう。

犯罪報道は何のためにあるのか、そして、何のための「実名報道」なのか、今こそ考える契機といえる。

- 1 本研究は、2016年度—2021年度科学研究費補助金（基盤（C）研究代表者 四方由美）研究課題「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」および2022年度—2026年度科学研究費補助金（基盤（C）研究代表者 四方由美）研究課題「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究 2」の研究成果の一部を発表するものである。
- 2 構成員として、他に国広陽子（武蔵大学）、小川祐喜子（至誠館大学）、福田朋実（宮崎公立大学）。
- 3 女性がかかわる6つの事件を対象に朝日新聞の事件報道の記事を分析した（四方他、2018）を始めとし、犯罪報道の内容分析については他に（四方他、2019）を参照されたい。
- 4 2018年に実施したインターネット調査「マスコミ報道についての意識調査」のデータをもとに犯罪報道に対する受け手の意見や評価などについて検討したものとして、大谷他（2019a、2019b、2020a、2020b）を参照されたい。
- 5 インタビュー調査は2019年から2020年にかけて、全国紙、全国通信社、放送局の記者ら報道の送り手たちに対し、実施した。
- 6 2020年7月『Journalism』において「実名と被害者報道 実名だから伝わること 被害者だから伝えられること」が特集として組まれた。2016年に起きた「相模原障害者施設殺傷事件」における被害者匿名報道を受けて、「実名報道」について再考する特集である。
- 7 「京都アニメーション放火殺人事件」は2019年7月18日に京都市伏見区で発生した放火殺人事件。アニメ制作会社京都アニメーションの男が侵入し、ガソリンをまいて放火し、36人が死亡、33人が重軽傷を負った。事件で死亡した被害者全員の氏名が公表されるまでDNA鑑定など1か月以上を要し、実名報道の是非に関する議論が巻き起こった。
- 8 「相模原障害者施設殺傷事件」は、2016年7月に神奈川県相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で発生した大量殺人事件である。入所者19人が殺害され、26人が重軽傷を負った。神奈川県警は、遺族からのプライバシーの保護の観点から、犠牲者の氏名は非公表とした。
- 9 「座間9人殺害事件」は2017年10月30日に行方不明になっていた女性を捜査する過程で発覚し、9人の遺体が見つかった死体遺棄事件。被害者報道は実名が原則であり、警視庁が被害者の実名を発表したため、第一報では全社が実名報道を行った。警視庁の実名発表に合わせ、遺族や代理人弁護士から匿名報道の要請があいつぎ、実名か匿名かの各社の報道は二転三転することとなった。ちなみに被害者が性犯罪に遭っていたことは、身元特定時には広報されていなかった。
- 10 AさんとBさんはともにテレビ報道の送り手である。管理職として後進記者の指導・育成にもあたっているAさんへのインタビュー調査は2020年9月14日14:00より約95分間オンラインで実施した。Bさんへのインタビューは2019年9月4日11:30より約1時間にわたり都内商業施設において対面で実施した。
- 11 日本弁護士連合会（1976）は、報道が被疑者・被告人の名誉棄損やプライバシー侵害を行っているとして、報道される人々の名誉とプライバシーが不当に侵害されることがないように改善の必要を求めた。
- 12 「松本サリン事件」は、1994年6月27日に長野県松本市でオウム真理教により引き起こされたテロ事件である。第一通報者の被害者が犯人として扱われた冤罪未遂事件で、この被害者に対してはメディアによる報道被害もあった。

- 13 四方 (1996) では、性犯罪被害者が新聞報道によって落ち度を問われる、不当にプライバシーを侵害されることの問題点を指摘している。報道の現場からも問題提起が行われ、改善に向けた取り組みも行われ始めた (河原 1999)。
- 14 ジャーナリストの伊藤詩織氏が元 TBS 記者に性被害を受けたと訴え損害賠償を求めた。2017 年に伊藤氏は実名を公表のうえ記者会見を開くなどして訴えたほか、被害をつづった手記『Black Box』(2017) を発表した。
- 15 ジャニーズ事務所の創業者、故ジャニー喜多川氏による性加害問題。周知の事実でありながら大手メディアで報じられなかったとされているが、元ジャニーズ Jr. 被害者らによる証言により社会を動かす事態に発展した。2023 年 9 月事務所が事実を認め、被害者に謝罪、社名変更などの対応を行うに至っている。

文献

朝日新聞社, 2012. 事件の取材と報道. 朝日新聞出版.

伊藤詩織, 2017, Black Box, 文藝春秋.

大谷奈緒子・四方由美・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実, 2019a. 受け手による犯罪報道への評価, 東洋大学社会学部紀要 第 56 号-2 号: 125-136.

———, 2019b. 受け手による犯罪報道への評価 (2), 東洋大学社会学部紀要 第 57 号-1 号: 99-115.

———, 2020a. 受け手による犯罪報道への評価 (3), 東洋大学社会学部紀要 第 57 号-2 号: 45-57.

———, 2020b. 受け手による犯罪報道への評価 (4), 東洋大学社会学部紀要 第 58 号-1 号: 69-82.

河原理子, 1999, 犯罪被害者 いま人権を考える, 平凡社新書.

北出真紀恵・四方由美・大谷奈緒子・小川祐喜子・福田朋実, 2021. 送り手たちの犯罪報道をめぐる予備的考察—犯罪報道の「問題」と送り手たちの現在—, 東海学園大学研究紀要 第 26 号 人文科学研究編: 15-30.

四方由美, 1996, 社会面のみる女性の犯罪報道, ジェンダーからみた新聞のうら・おもて[新聞女性学入門], 現代書館: 81-106.

四方由美・大谷奈緒子・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実, 2018. 犯罪報道の共起ネットワーク分析 (1), 宮崎公立大学人文学部紀要 第 25 巻第 1 号: 63-80.

———, 2019. 犯罪報道の共起ネットワーク分析 (2), 宮崎公立大学人文学部紀要 第 26 巻第 1 号: 79-92.

日本弁護士連合会, 1976, 人権と報道, 日本評論社.

日本新聞協会, 2016, 実名報道 事実を伝えるために.

———, 2018. 取材と報道. 改訂 5 版.

———, 2020. メディアスクラム防止のための申し合わせ (2020 年 6 月 11 日),

<https://www.pressnet.or.jp/statement/20200611.pdf>/2023 年 10 月 29 日閲覧.